島根県報

令和７年10月１日（水）

号外第９８号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【規　則】

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則　（人　事　課）　2

公布された条例等のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第76号）

１　規則の概要

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令の施行に伴う様式の整備（様式第１号―様式第11号関係）

２　施行期日

公布の日から施行することとした。

規　　則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年10月１日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県規則第76号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第１号から様式第６号までの様式中「処分書を受け取った日の翌日から起算して３か月」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月」に、「処分書を受け取った日の翌日から起算して６か月」を「処分があったことを知った日から６か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があったことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

様式第７号及び様式第８号中「命令書を受け取った日の翌日から起算して３か月」を「命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月」に、「命令書を受け取った日の翌日から起算して６か月」を「命令があったことを知った日から６か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があったことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

様式第９号中「の翌日から起算して」を「から」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「命令書を受け取った日の翌日から起算して３か月」を「命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月」に、「命令書を受け取った日の翌日から起算して６か月」を「命令があったことを知った日から６か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があったことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に通知したこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則様式第１号から様式第11号までの様式による書面は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則様式第１号から様式第11号までの様式による書面とみなす。